

卸売市場における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日制定
令和2年5月25日改正
令和2年8月5日改正
令和2年12月18日改正
令和3年12月14日改正
令和4年11月30日改正
令和5年3月13日改正
(令和5年5月8日廃止予定)

全国中央卸売市場協会
全国公設地方卸売市場協議会
全国第3セクター市場連絡協議会
一般社団法人全国中央市場青果卸売協会
一般社団法人全国青果卸売市場協会
全国青果卸売協同組合連合会
一般社団法人全国水産卸協会
全国魚卸売市場連合会
全国水産物卸組合連合会
公益社団法人日本食肉市場卸売協会
東京食肉市場卸商協同組合
一般社団法人日本花き卸売市場協会
一般社団法人全国花卸協会

1. はじめに

- 令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出されましたが、食料品その他生活必需品の流通を担う卸売市場については、政府からの要請（注1、注2、注3）も踏まえ、事業を継続してきたところです。

（注1）「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言に伴う食品その他生活必需品の安定供給の確保について」（令和2年4月6日農林水産省食料産業局長・経済産業省商務・サービス審議官）

（注2）「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言下におけるゴールデンウィーク中の食品の安定供給の確保について」（令和2年4月24日食料産業局長・政策統括官）

（注3）「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言の延長下における引き続きの食品の安定供給の確保について」（令和2年5月7日食料産業局長）

- こうした中、令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「専門家会議提言」という。）においては、「業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライ

ン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい」とされたところです。

- また、令和2年5月4日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、緊急事態措置を実施すべき期間を令和2年5月31日まで延長するとともに、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされました。
- 卸売市場関係団体においては、専門家会議提言において示された、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践例も踏まえつつ、基本的考え方と具体的取組（①各施設の実情に応じた感染予防対策、②従業員の感染予防・健康管理等）に関し、本ガイドラインを定めることといたしました。
- その後、令和4年9月8日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、『「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立をより強固に推進していくこととした』とされました。平時への移行プロセスとして、感染対策をより効果的・効率的なものへ見直していくとともに、本ガイドラインが感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から合理的な内容となるよう、必要な見直しを行いました。
- さらに、令和5年2月10日には新型コロナウイルス感染症対策本部において「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されるとともに「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、3月13日より、新型コロナウイルス感染症におけるマスク着用に関する現在の取り扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることとされました。同日より、マスクの着用は個人の判断に委ねられますが、事業者については、高齢者等が集まる催事を行う際など、感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることはありうるものとされています。
- このため、卸売市場関係団体においては、今後、マスクの着用については、政府の「マスク着用の考え方の見直し等について」に基づき、ガイドラインにおける利用者や従業員に対するマスク着用の取り扱いを、令和5年3月13日より、「個人の主体的な選択を尊重し、原則として、着用は個人の判断に委ねる」とこととします。また、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、例えば、卸売市場施設内において、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、せり取引

を行う場など多くの市場関係者が密集・混雑する場面（人と人との距離（2 m以上を目安）が確保できない場合など）や、場内において特定の箇所で多数の感染者が発生しているなど感染拡大のおそれがある場合に、利用者又は従業員にマスクの着用を推奨又は要請することを妨げるものではありませんので、各事業所においてご判断していただくこととします。

「マスク着用の考え方の見直し等について」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定/2月10日）

- 新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置付けが五類感染症へ変更された以降は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び本ガイドラインは廃止となります。

2. 基本的考え方

- 食料品その他生活必需品の流通を担う卸売市場は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者であり、人員や物的資源等を確保し、業務を継続することが求められています。
- このため、本ガイドラインでは、卸売市場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防を図る観点から、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）を避けるための取組を、卸売市場の規模や施設の配置の実情に応じて実施する際に参考とすべき取組を例示し、指針として示しています。
- また、事業を継続していく上では、従業員の健康の確保が不可欠です。このため、本ガイドラインにおいては、従業員の感染予防・健康管理を実施する上で取り組むべき事項についても示します。

3. 具体的な取組

（1）卸売市場における感染予防対策

卸売市場には多数の関係者（物流事業者、売買参加者、買出人など）が訪れることから、卸売市場の規模や施設の配置などの実情に応じた効果的な対策を実施することにより、「三つの密」を避け、卸売市場における従業員及び関係者への感染拡大のリスクを下げることが重要です。

このため、各事業者においては、実情に応じ、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることにより、卸売市場における感染予防策の充実を図ることが求められます。

① 換気の徹底

卸売市場が換気の悪い密閉空間となることを避けるため、以下のような取組を行う。

- ✓ 換気設備を適切に運転・管理し、室内の換気に努める。換気設備がない場合、窓開け換気実施により、空気の流れを意識した効果的な換気を行う。

※ CO2 測定装置を設置することも効果的で、概ね「1000ppm 以下」を維持することが望ましい。室内環境は、適度な保湿（相対湿度 40%以上が目安）が感染防止に有効であると考えられていることに配慮し、用途、設備に応じて保湿することが望ましい。

② 適切な距離の確保

施設の規模等に応じて、以下のような取組を行う。

- ✓ 屋内では、人と人とが触れ合わない距離の確保に努める。

③ 清掃・消毒

通常の清掃に加え、卸売市場の適度な消毒等に関し、以下のような取組を行う。

- ✓ 従業員及び関係者のための手指消毒設備を入口及び施設内に設置する。
- ✓ 施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子、調味料等）においては、それぞれの場所に応じて消毒をする。
- ✓ 鼻水、唾液などが付いたゴミの廃棄については、ビニール袋等に入れて密閉し縛るとともに、ゴミを回収する人は石けんと流水で手を洗う（手袋等の防具の適切な着用をすること）。
- ✓ 消毒方法については、厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

④ 休憩スペースの管理

休憩スペースは、以下のような取組を行う。

- ✓ 人と人との距離を確保する。もしくは真正面の配置を避けるか、テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設置する。
- ✓ 休憩スペースは、換気設備による常時換気を行う。換気設備がない場合には、湿度を維持しながら、窓開け換気を行う。
- ✓ 共有する物品（テーブル、いす等）は、必要に応じて消毒する。

- ✓ 従業員及び関係者が使用する際は、入退室の前後に手洗い又は手指消毒を行う。

(2) 従業員の感染予防・健康管理

事業継続を確保するとともに、卸売市場における感染拡大予防を確かなものとするためには、従業員の感染予防と健康管理の実施がそのための基礎となります。

このため、各事業者においては、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることが求められます。

① 新型コロナウイルス感染予防に関する基本的知識等の周知徹底

従業員に対し、新型コロナウイルス感染予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底させるため必要な指導・教育を行う。

② 従業員への飛沫感染と接触感染の防止

人と人との距離を確保し、効果的な換気、手洗い又は手指消毒をすることにより、飛沫感染と接触感染の防止を図る。

また、従業員のユニフォームや衣類は、こまめに洗濯するよう指導する。

③ 適切な距離の確保

従業員が業務において他の従業員や関係者との適切な距離を確保できるよう、業務の方法や動線について点検するとともに、従業員自らが適切な距離の確保に努めるよう指導する。人と人との対面する場合には、三密の回避と身体的距離を確保するほか、効果的な換気を行い、飛沫感染対策を図る。

④ 休憩スペース等の管理

休憩スペースや喫煙所は、以下のような取組を行う。

- ✓ 人と人との距離を確保する。もしくは真正面の配置を避けるか、テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設置する。
- ✓ 休憩スペースは、換気設備による常時換気を行う。換気設備がない場合には、湿度を維持しながら、窓開け換気を行う。
- ✓ 共有する物品（テーブル、いす等）は、消毒する。
- ✓ 入退室の前後に手洗い又は手指消毒を行う。

⑤ 更衣室の管理

多くの従業員が利用することに留意し、以下のような取組を行う。

- ✓ 人と人との距離を確保し、密集・密接を防ぐ。
- ✓ 窓やドアを定期的に関開けるなど、室内の換気を実施する。

※ その他共用部、移動の車輦内でも上記④⑤に準じた対策を行う。

⑥ その他、従業員に対する感染予防・健康管理に関する指導等

職場において、従業員の日々の健康状態の把握に配慮する。また、従業員に対し、以下のような指導を行う。

- ✓ 咳エチケットを徹底する。
- ✓ 従業員による体温の測定を実施する。
- ✓ 以下の場合には所属長に連絡し、自宅待機にする。
 - 発熱などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合
- ✓ 以下の場合には従業員から所属長に連絡の上、速やかに医療機関やかかりつけ医に相談、受診する。
 - 高齢者（65 歳以上）や妊娠中の女性、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、症状がある場合
- ✓ 出勤時、トイレ使用後や施設への入場時には、手洗いや手指の消毒をする。
- ✓ 通勤時には、時差通勤や、公共交通機関を利用しない方法を活用する。
- ✓ 疲労の蓄積につながる恐れがある長時間の時間外労働等を避ける。
- ✓ 従業員 1 人 1 人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行う。従業員に平熱を超える発熱や風邪様症状がある場合には、その従業員の出勤自粛を図り、相談センターやかかりつけ医に相談することを促す。
- ✓ 普段から、毎日の健康状態を把握する。
- ✓ 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを浸透させる。
- ✓ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、重症化リスクの低い従業員であって症状が軽い場合は、従業員が個人で検査を実施し、陽性の場合は、都道府県が設置する健康フォローアップセンターに登録することを促し、自宅待機へ移行する対応を想定しておく。

厚生労働省「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」を参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000988989.pdf>

（３）イベント開催要件・イベント開催に係る基本的な感染防止策

ア．イベントの開催要件

卸売市場における「市場まつり」等のイベントの開催要件は、以下のとおりとします。

イベントの開催にあたっては、以下の「イ．イベント開催等に係る基本的な感染防止策」を参考に対策を講じることが求められます。

なお、大規模なイベントを実施する場合は、事前に開催について所在する都道府県と相談することが求められます。

イ. イベント開催等に係る基本的な感染防止策

- イベント主催者等は、以下の基本的な感染防止策の実施を含め、本ガイドラインに基づく行動をする。また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が提示している「イベント開催等における必要な感染防止策」も適宜参照する。
- イベント参加者等も、以下の基本的な感染防止策の遵守を含め、「新しい生活様式」に基づいた行動をする。
- 今後、新たなエビデンス等に基づき、感染防止策やそれに基づくイベント開催要件等を見直す。

① ウイルスを持ち込まない行動

- ✓ スタッフの体調管理
 - スタッフの定期的な検温を実施する。
 - 発熱など、体調の悪いスタッフはイベント等への参加を控える。
- ✓ 参加者の体調管理
 - 参加者の入場時の検温を実施。
 - 発熱など、体調が悪い参加者にはイベント等への参加を断る。
 - 入場料を徴収している場合、入場を断った際の払い戻し措置等を行う。
 - ワクチン接種については、厚生労働省ＨＰの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

② 持ち込んでも感染させない行動

- ✓ 手洗い・消毒
 - 手洗いを奨励する。
 - 施設内の消毒を行うとともに、消毒液を設置し、手指の消毒を行わせる。
- ✓ 「三つの密」の回避
 - 法令を遵守した空調設備を設置し、換気を行う。
 - 入退場時や休憩時、待合場所等における密集・密接を回避する（密にならないよう、時間差入退場の工夫等を実施する）。
- ✓ 飲食の制限
 - 飲食のための感染防止策を講じたエリア以外での飲食を制限する。
 - 休憩時間中の食事等による感染防止を行う。
- ✓ 催物前後の行動管理
 - イベント前後の感染防止の注意喚起を行う。
 - ステージ等がある場合には、演者と観客の間の距離を空ける。
 - 演者と観客が講演前後や休憩時間問わず触合わないようにする。

③ 感染しても広げない行動

- ✓ 参加者・来場者自身による感染把握

- 各地域の通知サービスの導入を奨励する。感染者やクラスター等の発生
の場合は管轄する行政機関に対して情報提供する。

④ イベント等における飲食の提供

✓ 食べ物を配布する場合

- イベント中など、感染症対策が十分になされた飲食可能エリアをあらかじめ準備したうえで、そのエリア内で食事をするか、持ち帰りを行うようあらかじめアナウンスを行う。
 - 人と人との十分な間隔を空けた座席配置とすること又は、テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設置することなども検討する。
 - 混雑を避けるため、人数制限や利用時間をずらす工夫も行う。
- ※ イベントに限らず、市場内における従業員による日常の飲食等についても上記の点に留意する。

4. おわりに

- 観客を招いてのイベント等を実施する場合には、本ガイドラインを遵守している旨を事前にホームページや SNS 等で公表してください。
- 各事業者においては、本ガイドラインで示した事項に基づいて卸売市場の業務を行うことにより、効果的な感染予防対策が図られることが期待されます。

(以 上)

本ガイドラインの作成に当たっては、以下の専門家に監修いただきました。
尾内一信 川崎医科大学 名誉教授、川崎医療福祉大学 特任教授